## 入札される方へ

1. 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、不動産については、登記簿等を閲覧した上で入札して下さい。

なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議して下さい。

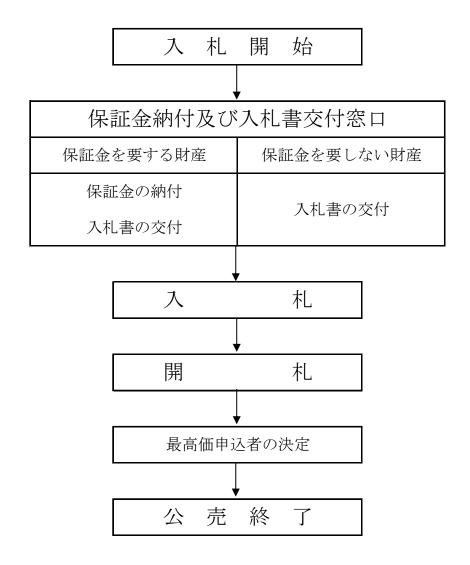
また、公売財産が不動産の場合、宮古島市は、公売財産の引渡し義務は負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。

- 2. 入札開始時間の15分前までには公売場所に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札して下さい。※入札書は当日に公売会場にて配布します。
- 3. 入札の手続き等については、『公売のしおり』をご覧下さい。
- 4. 入札目当日には、次のものが必要となりますので、ご持参下さい。
  - ① 公売保証金現金又は銀行振出の小切手により、公売財産ごとに定めた金額
  - ② 印鑑·委任状

個人が入札する場合は、本人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印鑑 代理人が入札する場合は、委任状及び委任者の印鑑証明書、代理人の印鑑

- ③ 収入印紙 200円 ※ただし、入札者が営利法人の場合又は個人の不動産業者等の場合に必要です。
- ④ 買受適格証明書 ※ただし、公売財産が農地の場合で、都道府県知事又は農業委員会が発行したもの
- 5. 本誌に掲載されている公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中 止の有無をお問い合せ下さい。

## 公売の入札手順



## 注 意 1 上記の公売入札手順は、一般的な手順例です。

- 2 入札時間等は、公売公告を閲覧して下さい。
- 3 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の方については、公売終了後公売保証金を返還します。
- 4 詳細については、担当までお問い合せ下さい。